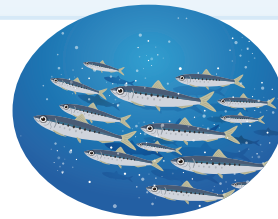


漁業者と自治体の協力による 海洋ごみ回収マニュアルについて

1

マニュアル策定の背景



漁場や海域の環境を保全するために、海面に漂うごみや海底に沈んだごみ(海洋ごみ)を回収することが大切です。

海洋ごみがあると、船舶のプロペラへの絡まりや漁具の破損等漁業活動に支障が出ます。また、ごみが混獲されると、漁獲物が傷んで、商品価値が下がることも考えられます。海洋ごみの持ち帰りの取り組みを行うことで、漁業活動に支障をきたすごみを減らすことができます。

環境省では、漁業者による海洋ごみの回収活動がより円滑に推進するためのマニュアルを作成しました。マニュアルでは、漁業を営む個人だけでなく、漁業協同組合、漁業生産組合、会社、家族・共同経営等の団体で漁業、養殖業に従事する者も対象とし、海洋ごみについて独自に取り組んでいる先行事例や、海洋ごみの回収から処理に至る流れ、回収を行う上でのポイント等を示しています。また、回収した海洋ごみの運搬・処理については、自治体により実施される場合があるため、手順や自治体との協議・相談・調整に必要な内容を示しています。ぜひご活用ください。

マニュアルにおける海洋ごみとは

漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**のことを示しています。

漁網等の漁業系廃棄物や**船上で食べた食品のごみ**等、漁業者が自ら排出したごみの処理については、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従ってください。



※全ての漁業種類(底びき網、船びき網、まき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、養殖等)が補助金の対象です。

【マニュアル掲載先】 マニュアルの内容について、より詳しく確認したい方は、以下のURLから「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」にアクセス願います。

URL https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html

(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)



2

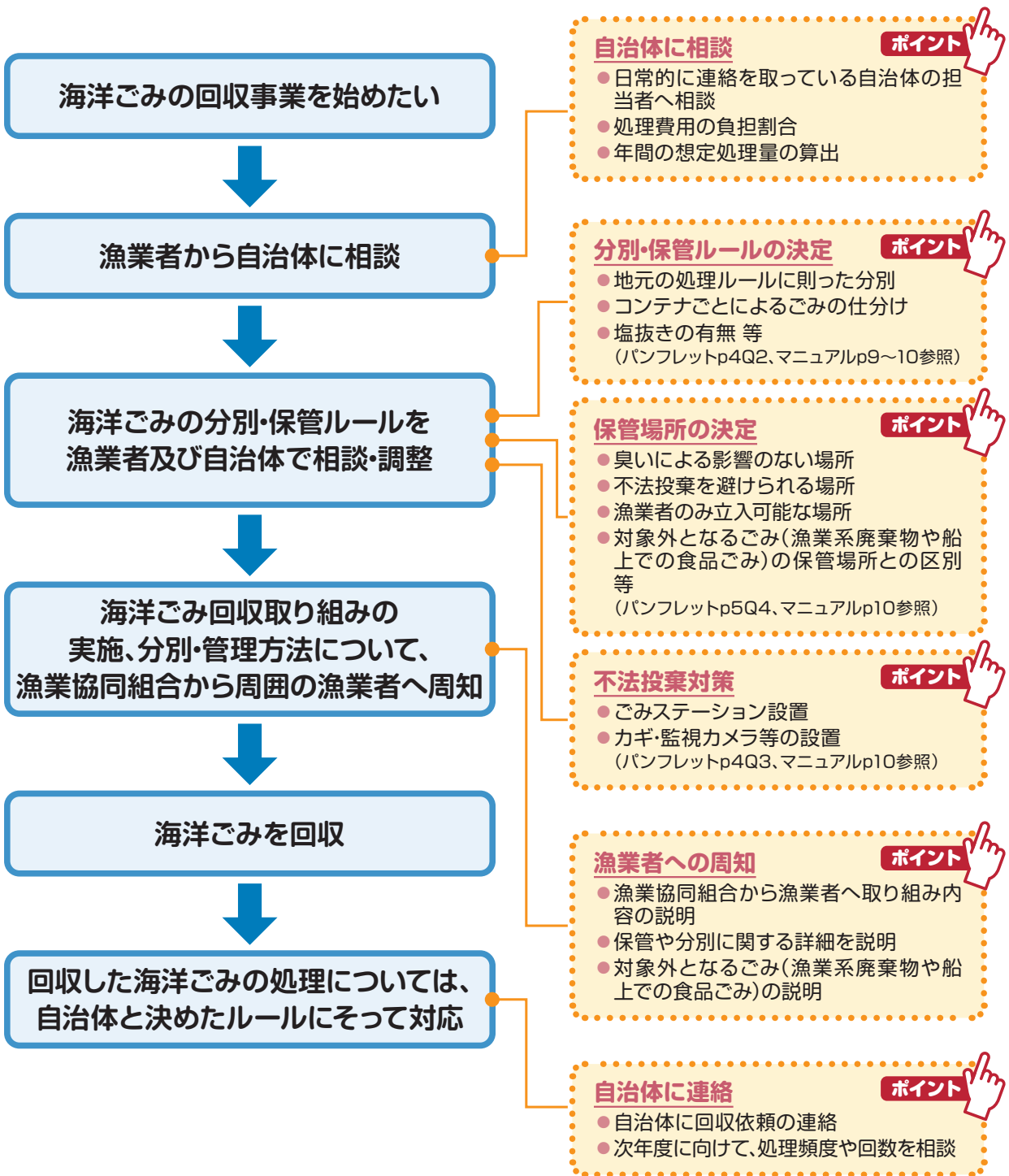
海洋ごみ回収の手順



海洋ごみの回収を始めるための手順とポイントです。

本取り組みを実施するためには、まず漁港を管轄している自治体の担当者に連絡をします。本取り組みは、自治体と漁業者間で相談をして進めていく必要があります。

なお、自治体により連絡窓口、処理方法、手続き等が異なります。



3

取り組み事例



すでに漁業者が主体となって、海洋ごみ回収の取り組みを実施している地域があります。様々な工夫を行っている、3つの漁業協同組合の取り組み事例を紹介します。

事例① 石川県漁業協同組合 加賀支所

漁業協同組合の敷地内に操業時に回収したごみを入れるためのコンテナを設置しています。

【工夫点】

- 不法投棄防止のため、**防犯カメラの設置**や**夜間に人が近づくとライトが点灯する**ようになっている。

事例② 五色町漁業協同組合

漁業者が操業時に回収したごみを、可燃・不燃ごみ、タイヤ、金属等に分別し、漁港内のコンテナで保管後、市が処理を行っています。

漁場にごみがあると漁網にかかってしまい、その場で回収しないとまた次の操業時に網にかかることとなります。また、ごみが桁網の「爪」に絡むと爪が効かず、海底を掘ることができなくなり漁獲量が減ってしまいかねません。

漁業者は、操業時に引っ掛かったごみを海に戻してしまうと、その後の操業や他の漁業の支障にもなることを十分に理解しているため、漁協全体でごみ回収の高い意識が身についています。

【工夫点】

- 家庭ごみや釣りのごみ等の不法投棄対策として**コンテナにシートを被せている**。これにより不法投棄されることがなくなった。



事例③ 芦北町漁業協同組合

漁業者が操業中に回収したごみを入れるための、ごみ箱を棧橋に設置しています。このごみ箱は町からの補助金を受けて設置し、漁業協同組合が管理しています。

【工夫点】

- 水揚げしたごみを**廃棄しやすいように棧橋に設置した**。
- 不法投棄を防ぐため、**注意書きの紙を貼り付けて注意喚起**した結果、回収したごみ以外を捨てる人が減った。



4

Q&A



想定される課題点に対して、取り組み事例を踏まえて解決策を紹介します。

Q1 回収には時間や手間もかかる。 船にごみを置いておくスペースがないので全てのごみは持ち帰れない。

A すべてのごみを持ち帰るのが理想的ですが、漁業者への過度な負担となる場合には、最後の曳網時に引っかかったごみや、操業に影響を及ぼす大きなごみ、保管時にもおいの発生しにくいごみを回収する等工夫することで負担が少なくなり、継続した取り組みにつながります。

週に数回持ち帰る!

船上で確保できる
スペース分だけ持ち帰る!



終漁時に回収された
ごみだけ持ち帰る!

Q2 分別方法はどのように設定すべき?

A 地域の処理ルールに従って分別することが必要です。
多くの漁業協同組合では、少なくとも以下の分類例で分別・保管しています。

- 例) ●可燃物／カン等の金属類 ●ビン等のガラス類
●操業中に回収された漁具、漁網 等

Q3 不法投棄対策としてどのようなものがあるか?

A ごみを保管するうえで、不法投棄は大きな問題となります。

【考えられる対策】

- 保管場所を人の目につきにくいところを選定する
- 漁業者のみが入れる敷地内を選定する
- ごみステーション(ごみ集積場)にカギをつける等、関係者のみが入れるようにする
- 家庭ごみを入れる場所でないことを周知、不法投棄禁止等の紙を貼り付ける
- ビニールシート等でごみのコンテナを覆い隠す
- 監視カメラをつける

なお、ごみを保管するためのコンテナ等の設置場所は、漁業者、漁業協同組合及び自治体担当者と相談が必要です。

Q4

ごみの保管場所はどのように決定するのが良いか？

●A ごみの保管場所の選定にあたっては、関係者との十分な協議が必要です。また、回収されるごみの量や種類に応じてごみ容器の大きさや形状(コンテナ、フレコンバッグ等)についてもよく相談することが必要です。

【留意点】

- 悪臭・腐敗臭、ハエ等虫の発生が問題にならない場所
- ごみの不法投棄がされにくい場所
- 回収したごみを漁業者が搬入しやすい場所
- 処理業者が処理場へごみを搬出しやすい場所

【考えられる対策】

- ごみの大きさや種類に応じてごみ保管容器を分ける
- ごみステーションの設置
- 水揚げ後、すぐにごみを保管できる場所にごみ箱を設置



香川県提供写真

Q5

マニュアルの内容を詳しく見たい。

●A 環境省のホームページにて公開していますので、ご覧ください。

URL https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html

(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)

5

補助金制度



環境省では、海洋ごみの回収を促進するため、漁業者がボランティアで海から回収した海洋ごみの処理費用等に対して、1都道府県あたり1年間で最大1千万円まで定額補助する制度を令和2年度に新設しました。

補助金制度の対象

本補助金制度は自治体のごみの処理費用等に使われるものであり、漁業者に支払われるものではありません。漁業者が自ら排出したごみは、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従い処理してください。詳しくはマニュアルp23をご確認ください。

【対象となるごみ】

- 漁業者が**ボランティア**で海から回収した**海洋ごみ**

【対象となる費用】

- 回収した海洋ごみを**自治体が処理する場合の費用**
- 回収した海洋ごみを処理するまでに必要な**機材の設置費用**等(例:ごみを保管するごみステーションやコンテナ、不法投棄を防ぐためのビニールシート、防犯カメラ等)



参考資料

漁業系廃棄物について

本マニュアルの対象外となる、**漁業系廃棄物**についてガイドラインや指針が公表されています。漁業系廃棄物の処理については、下記資料をご参照ください。

漁業系廃棄物処理ガイドライン(環境省、令和2年)

漁業者や地方自治体、処理業者、メーカー等を対象に、廃棄物処理法に従った具体的な処理や循環的な利用方法等の手順や事例を示しています。

URL https://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gyogyokei/post_55.html



漁業系廃棄物計画的処理推進指針(水産庁、令和2年)

漁業者及び漁業関係者を対象に、漁業系廃棄物の発生量の把握や保管、処理及び費用の検討・整理方法等、計画的な処理を実施するための手引きを示しています。

URL https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action_sengen/190418.html



関連情報について

他地域の取り組み事例等の参考情報を掲載しています。ご参照ください。

プラスチック・スマート(環境省HP)

正しい処理やリサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていくための様々な取り組み事例について掲載しています。

URL <http://plastics-smart.env.go.jp/>



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(環境省HP)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックのライフサイクル全般での3Rや再生素材・再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック等)への切り替えを進め、あらゆる主体の取り組みを促進するために、同法律の概要や手引き等を掲載しています。

URL <https://plastic-circulation.env.go.jp/>



【問い合わせ先】

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室
電話:03-5521-9025